

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ) 審査請求人の主張
項番	諮問 受理 番号	諮問	(開示) 請求日	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	決定	開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足りる事項	開示しないこととした理由 又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(か) 欄記載部分のうち、取消しを行った部分 (新たに開示した部分)	審査請求 年月日	(さ) 実施機関の主張
1	令和元 年度 諮問受 理 第103号	令和2年2 月7日付け 大淀保福第 552号	令和元年 9月25日	淀川区役所保健福祉課(高齢者)が保有する東淀川警察署長の印が押しているとされる文書(保健福祉課長が東淀川警察署から届いたと言っていた)	令和元年10月9日付け 大淀保福第283号 による部分開示決定	【開示請求に係る保有個人情報】 淀川区役所保健福祉課(高齢者)が保有する東淀川警察署長の印が押してある高齢者虐待事案通報票(平成30年10月15日付 東淀第4934号)に記載されている開示請求者の情報 【開示しないこととした部分】 高齢者虐待事案通報票に記載された高齢者に関する情報、担当者・連絡先欄に記載された氏名、内線 高齢者虐待事案通報票に記載された虐待の状況に関する情報	条例第19条第2号に該当 (説明) 開示しないこととした部分 については、開示請求者以外の情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第6号に該当 (説明) 開示しないこととした部分 については、虐待を受けたとされる高齢者本人の状況や虐待の状況など、開示請求者への対応を検討するための情報であり本市の事務(又は事業)に関する情報であって、開示することにより、高齢者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	発見年月日、発見の経緯、高齢者欄、警察署長の 印影	令和2年1 月10日	部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。 開示しないこととされた情報は非開示情報に該当しないため。 本件請求以前に、同年の平成31年4月19日に、「平成30年10月10日以降の母が保護されたことに関する文書に記載されている私の情報」「保健福祉課(高齢者支援)が保有している私の情報(平成30年10月10日以降分)」と、個人情報の開示請求をした時には本件審査請求に係る高齢者虐待事案通報票という文書自体すら明らかにせず開示されなかったものである。 平成30年12月25日に、淀川区役所保健福祉課A課長が、B課長代理、C保健副主幹同席のなか、「虐待であるとの東淀川警察署長の判子が押された書面が届いた」と、審査請求人に対して言ったものであるにもかかわらず。 本件書面は、私の重大な個人情報であり、私以外の情報ではない。 私以外のものに見られると、私の名誉を棄損する、私の重要な個人情報である。 審査請求人は、警察から、このような書面を送ったとも聞いておらず、虐待であるとも言われていない。母の目の前で私が虐待を問われたわけでもない。 私の居ない知らないところで私が実母を虐待したとされてしまっているものであり、開示請求者以外の情報ではなく私の個人情報である。 自分たちの利益の為に、罪のない人間を虚偽告訴したり、犯罪者同然にするのは重大な人権侵害であり、あってはならないことである。 私が出た事を知る権利があるというよりも、知って当然のことである。 間違った情報が流されているは大変であるので、速やかに開示すべきである。 国家権力である警察の、東淀川警察署長から大阪市長へという、私の人権にかかわる重大な私の個人情報である。母への重大な人権の侵害にもなっている。 部分開示決定通知書の「開示しないこととした部分」に、高齢者虐待事案通報票に記載された発見年月日、発見の経緯が記載されていないのに、発見年月日、発見の経緯が開示されておらず、黒塗りである。 この部分を開示しない理由も記載されていない。 条例第19条第2号に該当するとの開示をしない理由は明らかに適用を誤っている。 そして、条例第19条第6号に該当するとの開示をしない理由では、何を付けてもこれで済んでしまうことになり、市民の権利利益を侵害してでもなんでもできることになり、隠蔽であるとしが言いようがない。説明義務も果たさず、透明で公平で公正であるとはいえない。 条例第19条第2号該当性について 本件各情報には、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、生活状況・本人の訴え・態度等の高齢者に関する情報等が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 条例第19条第6号該当性について 「虐待の状況」欄には関係機関から収集した被害高齢者の情報が記載されている。実施機関においては、高齢者虐待防止法に基づき虐待を受けているかの判断を慎重に行うために、高齢者が日常生活において接触のある様々な関係機関から広く情報を収集する必要がある。当該情報は外部に漏れないことを前提として情報の提供を受けている。当該情報が開示されることになれば、当該関係機関に対して苦情又は抗議が寄せられ、関係機関が養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、率直、正確な情報を提供しなくなるなど、今後関係機関から本市に対する協力が得られなくなる恐れがある。
2	令和元 年度 諮問受 理 第104号	令和2年2 月21日付け 大淀保福第 575号	令和元年 10月9日	私が母親を虐待したとして、淀川区役所保健福祉課が作成した成年後見申立書類	令和元年10月23日 付け 大淀保福第305号 による部分開示決定	【開示請求に係る保有個人情報】 後見・保佐・補助開始申立書(平成30年11月1日付)(付属書類:申立書付票、本人に関する照会書、親族関係図、財産目録、相続財産目録、収支予定表) 【開示しないこととした部分】 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄、申立ての実情欄、候補者欄」、申立書付票に記載のうち「『1本人に対し、本件手続きについて説明しましたか。』の欄、『2本件手続きについて、本人の意見を聴けましたか。』の欄、『3本人の意見は、どのようなものですか。』の欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の健康状態欄、本人の経歴欄」、親族関係図に記載のうち「開示請求者とその母以外の親族欄」、財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、保険契約欄、債権欄、負債欄、相続財産欄」、相続財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、負債欄」、収支予定表に記載のうち「本人の収入欄、本人の支出欄、収支予定欄」	条例第19条第2号に該当 (説明) 開示しないこととした部分については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄のうち『本籍・住民票上の住所、ふりがな・氏名・性別・生年月日・職業』、申立ての趣旨欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の経歴欄の開示請求者の家族の職歴及び出生等にかかる情報」、親族関係図に記載のうち「開示請求者の直系血族の氏名・生年月日」、財産目録に記載のうち「不動産(土地)欄、不動産(建物)欄」、相続財産目録に記載のうち「被相続人欄・不動産(土地)欄・不動産(建物)欄」	令和2年1 月23日	部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。 開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。 条例第19条第2号該当性について 本件各情報には、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、生活状況・本人の訴え・態度等の高齢者に関する情報等が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ) 審査請求人の主張
項目	諮問 受理 番号	諮問	(開示) 請求日	開示請求に係る保有個人 情報を取り扱う事務の名称 及び内容その他保有個人 情報を特定するに足り る事項	決定	開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び 開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	開示しないこととした理由 又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(か) 欄記載部分のうち、取消しを行った部分 (新たに開示した部分)	審査請求 年月日	(き) 実施機関の主張
3	令和元 年度 諮問受 理 第105号	令和2年2 月21日付け 大定保福第 576号	令和元年 10月9日		令和元年10月23日 付け大定保福第 306号 による不在による 非開示決定	【開示請求書に記載された保有個人情報特定するに足りる事項】 淀川区役所保健福祉課が保有する 私の家(住居内)の写真及び記録 私の1,500万円	については、当該家屋に本市職員が立入っていないことから、当該公文書をもそもも作成又は取得してあらず、実際に存在しないため。 については、淀川区役所保健福祉課担当業務に必要な情報であることから、当該公文書をもそもも作成又は取得してあらず、実際に存在しないため。		令和2年1 月23日	不在による非開示決定を取消し、明らかにするよう求める。 不在とされ開示しないこととされているが、不在ではなく非開示情報にも該当しないため。 ○O保健副主幹は、平成31年4月に淀川区役所から異動しており、本件の開示請求時には淀川区役所には居ない。 決定通知書には、淀川区役所保健福祉課が保有する、としか記載されていないが、開示請求書で「淀川区役所保健福祉課保健副主幹(OO)」が保有する」と記載請求している。 審査請求人の1500万円に係る情報及び審査請求人の家の写真の情報については、淀川区役所保健福祉課において保有している審査請求人に係る個人情報を探索したが、確認できなかったため、本件決定3を行った。 審査請求人は、本件決定3で不在とした情報は「不在ではなく非開示情報にも該当しない」と主張している。事例によっては、虐待の事実を確認するために生活の場である家屋内に立ち入ることもあるが、本件について、本市職員は一度も当該家屋内に立ち入っていないことから、「家(住居内)」の写真に該当する公文書をもそもも作成又は取得していない。 また、「私の1,500万円」についても淀川区役所保健福祉課担当業務に必要な情報であるため、該当する公文書をもそもも作成又は取得していないものである。
4	令和元 年度 諮問受 理 第106号	令和2年2 月21日付け 大定保福第 577号	令和元年 10月9日	淀川区役所保健福祉課 保健副主幹(OO)が保有 する 私の家(住居内)の写 真及び記録 私の1,500万円	令和元年10月23日 付け 大定保福第307号 による部分開示決 定	【開示請求に係る保有個人情報】 事実確認チェックシート 記録(平成30年10月10日作成分、同年10月11日作成分、同年11月2日作成分、同年11月6日作成分、同年11月13日作成分、同年11月20日作成分、同年11月21日作成分、同年11月26日作成分、同年11月27日作成分、同年11月28日作成分、同年12月21日作成分) 後見・保佐・補助開始申立書(平成30年11月1日付)〔付属書類：申立書付票、本人に関する照会書、親族関係図、財産目録、相続財産目録、収支予定表〕 平成31年()第 号見後開始の審判に対する抗告事件に係る決定書(平成31年4月8日付) 高齢者虐待事案通報票(平成30年10月15日付) 【開示しないこととした部分】 について 要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障がい老人の日常生活自立度、身体・心理状況欄、生活状況欄、本人の訴え・態度欄、養護者の状況欄、医療・介護サービス欄、その他事実確認したこと欄、備考欄 について 高齢者支援業務を行うための情報・資料、対応検討・協議情報、所見などの情報 について 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄、申立ての実情欄、候補者欄」、申立書付票に記載のうち「1本人に対し、本件手続きについて説明しましたか。』の欄、2本件手続きについて、本人の意見を聴きましたか。』の欄、3本人の意見は、どのようなものですか。』の欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の健康状態欄、本人の経歴欄」、親族関係図に記載のうち「開示請求者とその母以外の親族欄」、財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、保険契約欄、債権欄、負債欄、相続財産欄」、相続財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、負債欄」、収支予定表に記載のうち「本人の収入欄、本人の支出欄、収支予定欄」 について 相談概要欄に記載のある高齢者支援業務を行うための情報・資料、対応検討・協議情報、所見 について 担当者・連絡先欄に記載された氏名、内線、高齢者虐待事案通報票に記載された虐待の状況に関する情報	条例第19条第2号に該当 (説明) 開示しないこととした部分のうち「養護者の状況欄」以外については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第6号に該当 (説明) 開示しないこととした部分のうち「養護者の状況欄」については、本市の事務(又は事業)に関する情報であって、虐待事案であるかどうかの判断、緊急性の判断、支援方針を決定することから、開示することにより、高齢者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	について 平成30年11月2日作成分、同年11月6日作成分、同年12月21日作成分に記載のうち開示請求者との面談記録 平成30年11月2日作成分、同年11月6日作成分のうち本市職員の氏名 について 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄のうち『本籍・住民票上の住所、ふりがな・氏名・性別・生年月日・職業』、申立ての趣旨欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の経歴欄の開示請求者の家族の職歴及び出生等にかかる情報」、親族関係図に記載のうち「開示請求者の直系血族の氏名・生年月日」、財産目録に記載のうち「不動産(土地)欄、不動産(建物)欄」、相続財産目録に記載のうち「被相続人欄・不動産(土地)欄・不動産(建物)欄」 について 発見年月日、発見の経緯、高齢者欄、警察署長の印影	令和2年1 月23日	部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。 開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。 条例第19条第2号該当性について 本件各情報には、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、生活状況・本人の訴え・態度等の高齢者に関する情報等が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められることから、保護条例第19条第2号本文に該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 条例第19条第6号該当性について 「虐待の状況」欄及び「事実確認チェックシート」の「養護者の状況」欄には関係機関から収集した被虐待高齢者の情報が記載されている。実施機関においては、高齢者虐待防止法に基づき虐待を受けているかの判断を慎重に行うために、高齢者が日常生活において接触のある様々な関係機関から広く情報を収集する必要があり、当該情報は外部に漏れないことを前提として情報の提供を受けている。当該情報が開示されることになれば、当該関係機関に対して苦情又は抗議が寄せられ、関係機関が養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、事直、正確な情報を提供しなくなるなど、今後関係機関から本市に対する協力が得られなくなる恐れがある。 また、「サービス利用調整会議記録兼支援計画書」の「虐待の事実の判断」欄、「緊急性の判断」欄、「総合的な対応方針」欄、「対応の内容」欄、「対応方法(役割分担)」欄、「終結」欄には本市職員の主観的な印象、評価及び本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記載されている。本市職員の主観的な印象、評価が開示されることにより、養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、問題のある事項の記録を躊躇し、記録自体が形骸化するおそれがある。また、本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が開示されることにより、関係者は検討内容が養護者に知られることを意識し、率直な意見の交換ができなくなる恐れがあるため、当該情報を開示することにより、本件はもとより、今後、高齢者虐待防止法に基づく適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。
5	令和元 年度 諮問受 理 第109号	令和2年2 月21日付け 大定保福第 580号	令和元年 10月9日	私の母が保護されたこと により淀川区役所保健福祉課が保有する、私の収入、私の家族、私の仕事、私の家の土地(約180坪)の状態、土地の価額、私が支払った固定資産税額等	令和元年10月23日 付け 大定保福第310号 による部分開示決定	【開示請求に係る保有個人情報】 総合相談記録票 事実確認チェックシート サービス利用調整会議記録兼支援計画書(平成30年10月11日、平成30年10月11日16:00開催分) 記録(平成30年6月11日から令和元年10月9日) 審判前の保全処分申立書 後見・保佐・補助開始申立書(平成30年11月1日付)〔付属書類：申立書付票、本人に関する照会書、親族関係図、財産目録、相続財産目録、収支予定表〕 平成31年()第 号見後開始の審判に対する抗告事件に係る決定書(平成31年特定日付) 平成31年()第 号見後開始の審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告申立事件に係る決定書(平成31年特定日付) 【開示しないこととした部分】 について 相談者欄、対象者欄、主訴欄、家族構成欄、家族構成図欄、生活状況欄、現病歴欄、既往歴欄、利用サービス欄、住居環境欄、身体障がい者手帳欄、療育手帳欄、精神障がい者保健福祉手帳欄、障がい程度区分欄、介護保険欄、日常生活自立度欄、健康保険欄、年金欄、問題点欄、具体的援助計画・内容欄、対応欄、総合カルテ作成状況欄、サービス利用調整会議(要・不要)欄、欄外 について 要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障がい老人の日常生活自立度、身体・心理状況欄、生活状況欄、本人の訴え・態度欄、養護者の状況欄、医療・介護サービス欄、その他事実確認したこと欄、備考欄 について 出席者欄、会議開催目的欄、虐待の事実の判断欄、判断根拠欄、緊急性の判断欄、緊急性の判断根拠欄、高齢者の意見希望欄、養護者の意見希望欄、総合的な対応方針欄、対応の内容欄、課題虐待発生要因欄、対応方法(役割分担)欄、対応結果欄、対応が困難な課題・今後検討が必要な課題欄、特記事項欄、終結欄 について 高齢者支援業務を行うための情報・資料、対応検討・協議情報、所見 について 求める保全処分欄、保全処分を求める事由欄、当事者目録の本人欄 について 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄、申立ての実情欄、候補者欄」、申立書付票に記載のうち「1本人に対し、本件手続きについて説明しましたか。』の欄、2本件手続きについて、本件の意見を聴きましたか。』の欄、3本人の意見は、どのようなものですか。』の欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の健康状態欄、本人の経歴欄」、親族関係図に記載のうち「開示請求者とその母以外の親族欄」、財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、保険契約欄、債権欄、負債欄、相続財産欄」、相続財産目録に記載のうち「預貯金・現金欄、有価証券関係欄、不動産(土地)欄、不動産(建物)欄、負債欄」、収支予定表に記載のうち「本人の収入欄、本人の支出欄、収支予定欄」 について 裁判所書記官の印影 について 裁判所書記官の印影	条例第19条第2号に該当 (説明) 開示しないこととした部分のうち「養護者の状況欄」以外、のうち「出席者欄、会議開催目的欄、判断根拠欄、緊急性の判断根拠欄、高齢者の意見希望欄、養護者の意見希望欄、課題虐待発生要因欄、対応結果欄、対応が困難な課題・今後検討が必要な課題欄、特記事項欄」、のうち「求める保全処分欄、当事者目録の本人欄」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第3号に該当 (説明) 開示しないこととした部分については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあることと認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第19条第6号に該当 (説明) 開示しないこととした部分のうち「養護者の状況欄」、のうち「虐待の事実の判断欄、緊急性の判断欄、総合的な対応方針欄、対応の内容欄、対応方法(役割分担)欄、終結欄」、のうち「保全処分を求める事由欄」については、本市の事務(又は事業)に関する情報であって、虐待事案であるかどうかの判断、緊急性の判断、支援方針を決定することから、開示することにより、高齢者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	について 家族構成欄の氏名及び続柄、家族構成図の家系図 について 平成30年11月2日作成分、同年11月5日作成分、同年11月6日作成分、同年12月21日作成分、同年12月25日作成分、平成31年4月17日作成分に記載のうち開示請求者との面談記録 平成30年11月2日作成分、同年11月5日作成分、同年11月6日作成分、同年12月25日作成分のうち本市職員の氏名 について 求める保全処分欄、当事者目録の本人欄のうち本籍・住所・ふりがな・氏名・生年月日・職業・勤務先 について 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄のうち『本籍・住民票上の住所、ふりがな・氏名・性別・生年月日・職業』、申立ての趣旨欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の経歴欄の開示請求者の家族の職歴及び出生等にかかる情報」、親族関係図に記載のうち「開示請求者の直系血族の氏名・生年月日」、財産目録に記載のうち「不動産(土地)欄、不動産(建物)欄」、相続財産目録に記載のうち「被相続人欄・不動産(土地)欄・不動産(建物)欄」 について 裁判所書記官の印影	令和2年1 月23日	部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。 開示しないこととされた部分は、非開示情報に該当しないため。 条例第19条第2号該当性について 本件各情報には、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、生活状況・本人の訴え・態度等の高齢者に関する情報等が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められることから、条例第19条第2号本文に該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 条例第19条第6号該当性について 「審判前の保全処分申立書」の「保全処分を求める事由」欄及び「サービス利用調整会議記録兼支援計画書」の「虐待の事実の判断」欄、「緊急性の判断」欄、「総合的な対応方針」欄、「対応の内容」欄、「対応方法(役割分担)」欄、「終結」欄には本市職員の主観的な印象、評価及び本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記載されている。本市職員の主観的な印象、評価が開示されることにより、養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、問題のある事項の記録を躊躇し、記録自体が形骸化する恐れがある。また、本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が開示されることにより、関係者は検討内容が養護者に知られることを意識し、率直な意見の交換ができなくなる恐れがあるため、当該情報を開示することにより、本件はもとより、今後、高齢者虐待防止法に基づく適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ) 審査請求人の主張
項番	諮問 受理 番号	諮問	(開示) 請求日	開示請求に係る保有個人 情報を取り扱う事務の名称 及び内容その他保有個人 情報を特定するに足り る事項	決定	開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び 開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	開示しないこととした理由 又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(か) 欄記載部分のうち、取消しを行った部分 (新たに開示した部分)	審査請求 年月日	(き) 実施機関の主張
6	令和元 年度 諮問受 理 第110号	令和2年2 月21日付け 大淀保福第 581号	令和元年 10月9日	私が母を虐待したとされ た淀川区役所に作成され た本日までの全ての記 録、文書	令和元年10月23日 付け 大淀保福第311号 による部分開示決 定	<p>【開示請求に係る保有個人情報】 総合相談記録票 事実確認チェックシート サービス利用調整会議記録兼支援計画書（平成30年10月11日、平成30年10月11日16:00、平成30年10月12日、平成30年10月15日、平成31年4月25日、令和元年7月25日開催分） 記録（平成30年6月11日から令和元年10月9日） 高齢者虐待対応にかかる専門相談依頼書（平成31年4月8日付） 高齢者虐待対応にかかる専門相談報告書（平成31年4月18日付） 後見・保佐・補助開始申立書（平成30年11月1日付）〔付属書類：申立書付票、本人に関する照会書、親族関係図、財産目録、相続財産目録、収支予定表〕</p> <p>【開示しないこととした部分】 （説明） 開示しないこととした部分 及び のうち「要護者の状況欄」以外、のうち「出席者欄、会議開催目的欄、判断根拠欄、緊急性の判断根拠欄、高齢者の意見希望欄、養護者の意見希望欄、課題虐待発生要因欄、対応結果欄、対応が困難な課題、今後検討が必要な課題欄、特記事項欄」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>条例第19条第2号に該当 （説明） 開示しないこととした部分 及び のうち「要護者の状況欄」以外、のうち「出席者欄、会議開催目的欄、判断根拠欄、緊急性の判断根拠欄、高齢者の意見希望欄、養護者の意見希望欄、総合的な対応方針欄、対応の内容欄、課題虐待発生要因欄、対応方法（役割分担）欄、対応結果欄、対応が困難な課題、今後検討が必要な課題欄、特記事項欄、終結欄」については、高齢者支援業務を行うための情報・資料、対応検討・協議情報、所見などの情報 開示しないこととした部分 のうち「虐待の事実の判断欄、緊急性の判断欄、総合的な対応方針欄、対応の内容欄、対応方法（役割分担）欄、終結欄」については、本市の事務（又は事業）に関する情報であって、虐待事案であるかどうかの判断、緊急性の判断、支援方針を決定することから、開示することにより、高齢者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第19条第6号に該当 （説明） 開示しないこととした部分 のうち「養護者の状況欄」、のうち「虐待の事実の判断欄、緊急性の判断欄、総合的な対応方針欄、対応の内容欄、対応方法（役割分担）欄、終結欄」については、本市の事務（又は事業）に関する情報であって、虐待事案であるかどうかの判断、緊急性の判断、支援方針を決定することから、開示することにより、高齢者支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	<p>のうち「家族構成欄の氏名及び続柄、家族構成図の家系図」 のうち 平成30年11月2日作成分、同年11月5日作成分、同年11月6日作成分、同年12月21日作成分、同年12月25日作成分、平成31年4月17日作成分に記載のうち開示請求者との面談記録 平成30年11月2日作成分、同年11月5日作成分、同年11月6日作成分、同年12月25日作成分のうち本市職員の名 のうち 後見・保佐・補助開始申立書に記載のうち「申立種別欄、本人欄のうち「本籍・住民票上の住所、ふりがな・氏名・性別・生年月日・職業」、申立ての趣旨欄」、本人に関する照会書に記載のうち「本人の経歴欄の開示請求者の家族関係図に記載のうち「開示請求者の直系血族の氏名・生年月日」、財産目録に記載のうち「不動産（土地）欄、不動産（建物）欄」、相続財産目録に記載のうち「被相続人欄・不動産（土地）欄・不動産（建物）欄」</p>	令和2年1 月23日	<p>部分開示決定を取消し、全部開示とするよう求める。 開示しないこととされた部分は非開示情報に該当しないため。</p> <p>条例第19条第2号該当性について 本件各情報には、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、生活状況・本人の訴え・態度等の高齢者に関する情報等が記載されており、これらは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められることから、保護条例第19条第2号本文に該当し、かつその性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。</p> <p>条例第19条第6号該当性について 「事実確認チェックシート」の「養護者の状況」欄には関係機関から収集した虐待高齢者の情報が記載されている。実施機関においては、高齢者虐待防止法に基づき虐待を受けているかの判断を慎重に行うために、高齢者が日常生活において接触のある様々な関係機関から広く情報を収集する必要があり、当該情報は外部に漏れないことを前提として情報の提供を受けている。当該情報が開示されることになれば、当該関係機関に対して苦情又は抗議が寄せられ、関係機関が養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、事直、正確な情報を提供しなくなるなど、今後関係機関から本市に対する協力が得られなくなる恐れがある。</p> <p>「サービス利用調整会議記録兼支援計画書」の「虐待の事実の判断」欄、「緊急性の判断」欄、「総合的な対応方針」欄、「対応の内容」欄、「対応方法（役割分担）」欄、「経緯」欄には本市職員の主観的な印象、評価及び本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が記載されている。</p> <p>本市職員の主観的な印象、評価が開示されることにより、養護者との間の紛争を恐れ、また回避するため、問題のある事項の記録を隠蔽し、記録自体が形骸化する恐れがある。また、本市及び地域包括支援センターの見解、対応方針が開示されることにより、関係者は検討内容が養護者に知られることを意識し、事直な意見の交換ができなくなる恐れがあるため、当該情報を開示することにより、本件はもとより、今後、高齢者虐待防止法に基づき適正な事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある。</p>	
7	令和元 年度 諮問受 理 第107号	令和2年2 月21日付け 大淀保福第 578号	令和元年 10月9日	私の母が保護されたこと により淀川区役所保健福 祉課が保有する、私の収 入、私の家族、私の仕 事、私の家の土地（約180 坪）の状態、土地の価 値、私が支払った固定資 産税額等	令和元年10月23日 付け 大淀保福第308号 による開示決定	<p>【開示請求に係る保有個人情報】 開示請求者から送付された文書3通（平成30年12月12日、同月13日、同月17日付け） 全部事項証明書（土地）（平成30年10月23日発行） 住民票の写し（平成30年10月16日発行）</p>			令和2年1 月23日	<p>全部の開示をすることを決定したとすることであるが、実物は全部開示になっていないので、全部の開示をしよう求める。 全部を開示するとされているが、全部開示がされていない為。</p> <p>開示決定通知書に記載された「全部事項証明書（土地）」が全部開示になっていない。 私の家の土地は、 淀川区 丁目 番 . m² . m² . m² . m² . m²</p> <p>上記合計5筆で一体の、 . m²の土地であるが、本件開示決定通知書で全部を開示するとの決定であるのに、実際の開示では . m²の一筆分の全部事項証明書だけが開示されていない。 なお、上記5筆で一体であり、現地土地上では区切られてもいない。 現地を見ればわかることである。</p> <p>大切な土地の為に税金を支払う為に、他方では節約制限をしてきたものであり、母と私が大変な苦勞をした大切な土地で、絶対売らないと守ってきた土地であり、母のみならず家族である私が必死で支払った血税であるのに、そればかりが現在の状態になるまで莫大な費用も時間もかけているのに、私が居るのに、私に何の問い合わせも一切なく、そればかりか私を騙して、淀川区民の生活もなにかも無茶苦茶にして、権利利益を侵害し、苦痛を与え、全く必要のない成年後見人、報酬（比喩）が必要な成年後見人をつけて、淀川区の土地を取り上げて、全く必要のなかった土地を売却してしまうようなことをしていながら、私の実母の成年後見人を勝手に申立てて、淀川区役所は、私の家の土地の全部事項証明書を全て保有しているはずであるのに、1筆の全部事項証明書のみ開示ではあまりにもおかしすぎる。</p> <p>赤の他人でいながら権限があると全く必要のない毎月の費用も必要な成年後見人申立てをし、個人の財産、家族の財産に身体生命に関わることをしておきながら、一筆分しか保有していない淀川区役所はあまりにもおかしすぎるものである。</p> <p>審査請求人の家族についての情報として「住民票の写し（平成30年10月16日発行）」を、家の土地の状況及び土地の価値に係る情報として「全部事項証明書（土地）（平成30年10月23日発行）」を、審査請求者及び審査請求者の家族の情報が記載された文書として「送付された文書3通」を特定し、その全部を開示する本決定7を行った。審査請求人は「全部を開示するとしていないから全部開示がされていない」、具体的には、審査請求人の家の土地は合計5筆で一体の土地であり、実施機関は審査請求人の家の土地5筆すべての全部事項証明書を保有しているはずであるのに、1筆分、つまり、一部の土地の全部事項証明書しか開示していないということを主張している。当庁は全部事項証明書を取得するにあたり、土地の地番を調査し、該当法務局へ交付を依頼する。この調査は、本人等からのヒアリングやこれまでの関わり等により、わかる範囲とされており、今回開示を行った全部事項証明書は、当庁が把握した地番により取得したものである。審査請求人の主張する他の4筆については、地番が異なっているため、当庁としては把握しておらず、取得もしていないものである。</p>